

○北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例

昭和61年 3月31日条例第11号

改正

昭和62年 4月 3日条例第12号

平成18年 3月30日条例第10号

平成22年 6月22日条例第 4号

平成30年10月22日条例第10号

北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例

(設置)

第1条 本村のスポーツ・レクリエーションの振興を図り、村民の健康づくり、文化的な村民生活の向上に寄与するため、北中城村民体育館（以下「体育館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 体育施設の名称、位置は別表1のとおりとする。

(管理)

第3条 体育館は、北中城村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(使用の許可)

第4条 体育館を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可にあたり、管理上必要があると認めるときは、使用上の条件を付けることができる。

(使用許可の制限)

第5条 教育委員会は次の各号のいずれかに該当するときは体育館の使用は許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、付属設備、その他器具備品等を破損し又は、滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、またなるおそれがあると認めるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があり教育委員会において

不適當であると認めるとき。

(目的外使用の禁止)

第6条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(許可の取消し又は停止)

第7条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の許可を取消し又は使用を停止することができる。

- (1) この条例又は規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の基準又は指示に違反したとき。
- (3) 緊急事態（災害等）が発生したとき。
- (4) 教育委員会が不適當と認めたとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表2に定める額の使用料を納入しなければならない。

2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の減免)

第9条 教育委員会は特別の理由があると認めるときは、規則の定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は返還しない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(原状回復義務)

第11条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

(損害賠償)

第12条 体育館の施設又は設備を毀損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年4月3日条例第12号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年6月1日から適用する。

附 則（平成22年6月22日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年10月22日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表1（第2条関係）

名称及び位置

体育施設の名称	位置
北中城村民体育館	沖縄県中頭郡北中城村字ライカム638番地

別表2（第8条関係）

使用料金		午前	午後	
専用使用		9時～13時	13時～17時	17時～22時
入場料を徴収しない場合	村内団体	5,000	7,000	13,000
	村外団体	7,000	11,000	20,000
入場料を徴収する場合	村内団体	7,000	10,000	15,000
	村外団体	12,000	17,000	26,000
通常使用料金 半コート（照明料込）／時間 2階部分は無料開放（専用使用時開放無し） 中学生以下のみの使用は認めない				
一般	村内在住者	500		
	村外在住者	1,000		
冷房設備（1時	2,000			

間) 専用使用のみ 村内は半額	
シャワー	100

別表3 削除